

3花地づ第152号
令和3年12月7日

日本労働組合総連合会岩手県連合会
花巻北上地域協議会
議長 及川 巧 様

花巻市長 上田 東一



「2022年度連合岩手政策・制度要求と提言」の要請について（回答）
日頃より、市政の運営に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
令和3年11月8日に要請いただいた件について、次のとおり回答いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対策等について

(1) 県、近隣市町村と連携し、感染予防、必要な検査、ワクチン接種、医療体制に万全を期し、住民の不安が生じないようにすること。

感染予防については、市ホームページ・SNS、市広報紙、FMはなまき、東和有線放送など様々な場面で広く呼びかけています。

検査体制については、市内においてもPCR検査・抗原検査ができる「診療・検査医療機関」が増えてきており、かかりつけ医に電話で相談することで検査を受けやすい体制ができます。

市では、施設でのクラスター予防のため、令和3年5月より「花巻市新型コロナウイルス感染症検査費用助成金」により、新規に高齢者施設、障がい者・障がい児施設、救護施設、児童養護施設、教育保育施設に入所する方、市内小中学校に転入する児童生徒とその家族のPCR検査費用を補助しています。

さらに、飲食業に従事される方の感染リスクが高いことから、「新型コロナウイルス感染症検査キット購入費用助成」を10月から実施し、一人原則3回まで指定のキットの購入費用を助成しています。PCRは自己負担1個3,000円、抗原は自己負担1個1,000円となっています。

ワクチン接種は、市医師会、薬剤師会ほか地域の医療従事者と連携して接種を実施しており、概ね11月末までに希望する市民への接種を終える見込みです。

11月22日現在で接種を終えた市民は第1回目77,558人、接種券送付者87,025人に對し89.1%、2回目の接種を終えた市民は73,850人（同84.9%）となっています。

医療体制は市内では診療検査医療機関で検査体制が充実しており、治療体制については、岩手県において第6波に向けてコロナ対応の病床を50床増床し400床になっています。宿泊療養施設も70室増やして370室とする報道がありました（10月25日決定）。

今後も県と情報を共有して市でできる部分は対応してまいります。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖

担当 当:新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室長 阿部 勇悦（内線71-400）

(2) 感染者とその所属企業団体等や、いわゆるエッセンシャルワーカーが誹謗中傷や差別・偏見を受けることがないよう啓発等を強化すること。

感染者のプライバシー保護については、これまで市長メッセージを11回出しており、そのうち4回、教育長メッセージを2回発出している中で2回、直接市長・教育長より、感染者やその関係者に対しての誹謗中傷・差別や偏見のないように直接訴えているほか、

市議会の行政報告や教育行政報告などでも呼びかけています。

また、市では岩手県により市内での感染患者が発表された場合には、ホームページ掲載のほか、エフエムはなまきや有線放送でお知らせしていますが、その際に感染予防の呼びかけとともに、「新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する可能性があります。関係者への誹謗中傷や個人のプライバシーを侵害することがないよう、ご協力をお願いします。」と必ず呼びかけています。

エッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷・偏見がないように、市長メッセージに入れたことはありませんが、ホームページで知事メッセージへのリンクなどを通じて発信しており、今後も機会を捉えて発信をしてまいります。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖

担当 当:新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策室長 阿部 勇悦(内線 71-400)

(3) 経済的影響を受けている企業、事業主、NPO 法人等が事業継続と雇用維持ができるよう商工団体等と連携を図り各種助成金制度等の周知徹底を図るとともに、自治体独自の支援策を拡充すること。

新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援策については、市の広報やホームページ、SNS、市内事業所向けメールマガジン等を活用した周知を行っていることに加えて、花巻商工会議所と連携して商工会議所会報を活用し各種支援策の周知を図っているとともに、制度の対象者となり得る事業者へダイレクトメール等でもお知らせしており、今後も継続して周知に努めてまいります。

また、市独自の取組として、家賃補助、QR コード決済を活用したポイント還元キャンペーン、月次支援金の市独自の申請サポート会場の設置、雇用調整助成金の上乗せ補助、温泉宿泊助成、貸切バス事業者支援等の支援策を実施しており、今後も、国や県の動向を注視しつつ、事業継続・雇用維持の確保に向けて、連携した支援を行ってまいります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊

担当 当：商工労政課長 久保田 謙一 (内線 285)

(4) 解雇等が発生した場合、ハローワーク、岩手産業雇用安定センターなどと連携し、働く場の確保に万全を期すこと。

ハローワークと定期的に機会を設けて情報交換をしており、関係機関と連携して働く場の確保に努めます。

また、市独自の取組として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け事業主都合により解雇された方に対し、失業者生活見舞金 1 人あたり 10 万円を支給し、再就職までの生活支援を行っているとともに、解雇された方の再就職を支援するため、同じく事業主都合により解雇された方を雇用した事業主に対し、離職者等正規雇用促進奨励金 1 人につき上限 50 万円（1 事業所あたり上限 3 人まで 150 万円）を支給し、雇用の創出に取り組んでいます。

市の制度については、企業訪問時に周知しているほか、ハローワーク窓口にパンフレットを配架し周知を依頼しています。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊

担当 当：商工労政課長 久保田 謙一 (内線 285)

(5) 解雇や離職による生活困窮者・世帯に対する相談支援体制の強化を図ること。

市では生活困窮者自立支援事業を市社会福祉協議会に委託して実施しており、事業の内容として自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業を行い、生活に困窮されている方に対しその困窮の程度により個別的かつ包括的な支援を行っております。

また、離職等により住まいを失うおそれのある生活困窮者の方で、一定の要件を満たす方に対し生活保護基準相当の家賃を支給する住居確保給付金事業を実施しております。

さらに市独自の支援として、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、都道府県社協が実施する生活福祉資金の特例貸付を利用した世帯に対し、安定した生活の維持を目的に貸付額の40パーセントの額を支援金として交付する「はなまき暮らしの継続応援事業」を実施しております。

なお、自立相談支援機関である市社協の担当部署は市役所内に事務所を設置しており、市担当課との連携についても迅速な対応に努めています。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：地域福祉課長 濑川 文彦（内線509）

2. 労働者施策について

(1) 企業誘致、中小企業や地場産業の育成を図り、雇用の創設、拡大を図るとともに、雇用の安定、労働環境・労働者福祉の改善整備に努めること。

より多くの就職機会を創出するため多様な分野の企業誘致を展開するほか、市内事業所や地場産業に対し、企業力の向上や課題解決に資する各種支援に努めます。

また、ハローワークや県等との情報交換を定期的に行い、市内事業所の雇用の安定や労働環境・労働者福祉の改善に対し、引き続き関係機関と連携して積極的に取り組んでまいります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊
担当：商工労政課長 久保田 謙一（内線285）

(2) 障がい者雇用、UIJターンの推進、就職氷河期世代を含めた若年雇用対策の強化を図ること。

本市では、岩手県と連携して実施している「花巻市移住支援金」の対象要件を拡充して東京圏からのUIJターンを推進しているほか、県外からの移住者が市内事業所に就業した場合に対して「UIJターン者就業奨励金」の支給しているため、これまで以上に市の広報やホームページ、市内事業所向けメールマガジン等を活用して、各種支援制度の周知を図っています。

また、ジョブカフェはなまきによる求職者向けの就業支援を実施していることから、引き続き関係機関と連携して、障がい者雇用、就職氷河期世代を含めた若年雇用対策に積極的に取り組んでまいります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊
担当：商工労政課長 久保田 謙一（内線285）

(3) 最低賃金引上げに向けた中小企業支援策について、地元企業に周知徹底し、所得向上に寄与すること

本市の広報やホームページ、市内事業所向けメールマガジン等を活用するとともに、

花巻商工会議所とも連携して周知を図ってまいります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊
担当：商工労政課長 久保田 謙一（内線 285）

(4) 国、県では産業振興、福祉・保健・医療等に関する各種審議会に労働者代表を参加させているので、花巻市においても労働者の声を市政に反映させるため、各種審議会等に継続して労働者代表を参加させること。

審議会等の委員の選任にあっては、設置目的を考慮し、広く市民各界各層から選任することとしており、それぞれの審議会等において当該制度の利用者や市民からの公募を行うなど広くご意見をいただけるよう配慮しております。

なお、花巻市特別職報酬等審議会及び花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議では労働者代表に委員をお願いしております。

今後も広く市民の方のご意見を聴取するよう努めてまいります。

担当部長：総合政策部長 松田 英基
担当：人事課長 瀬川 幾子（内線 423）

(5) 会計年度任用職員等の自治体で働く非正規公務員の労働条件を改善すること。また、本人の意に反した解雇や雇い止めをしないこと。

会計年度任用職員の報酬、手当、休暇制度その他労働条件については、総務省が作成した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」を参考に制度設計を行っていますが、今後も国の制度に準じて、必要な場合は改善に努めてまいります。

また、本人の意に反した解雇や雇い止めにつきましては、これまで行っていないところであり、今後も適切な対応に努めてまいります。

担当部長：総合政策部長 松田 英基
担当：人事課長 瀬川 幾子（内線 423）

(6) 東北労働金庫は、県内の多くの自治体と「自治体等提携融資制度」（協調倍率制度）を創設し、労働者への低利な融資を行うことにより生活の安定と福祉向上を図っているが、融資種類の拡大や住民への周知を図ること。

本市の自治体等提携融資制度は、教育資金の項目によって運用しているため、今後も労働者や市中の資金需要の把握に務めるとともに、当制度の需要状況を勘案しながら適正な実施を行い、より一層の周知を図ってまいります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊
担当：商工労政課長 久保田 謙一（内線 285）

(7) 自治体が率先して男性の育児休暇取得を促進すること。

男性職員の育児休暇取得につきまして、令和2年度中に新たに取得可能となった男性職員は27名であり、そのうち1名が取得したところであります（取得率3.7%）。育児休業制度の周知など、今後も男性の育児休業取得を推進してまいります。

担当部長：総合政策部長 松田 英基
担当：人事課長 瀬川 幾子（内線 423）

(8) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現をめざすこと。

ワーク・ライフ・バランスについては、第2次花巻市男女共同参画基本計画に基本目標の3項目として掲げており、これを実現することは仕事と仕事以外の生活の好循環を生み出し、社会経済の活性化や一人ひとりの生活の充実につながるものであることから、趣旨が正しく理解され、性別や世代に関わりなく、社会全体で推進されるよう周知、啓発を行うこととしています。

具体的には、チラシの配布やセミナーの開催による事業所への啓発を行っているほか、仕事と子育ての両立支援のため延長保育や一時保育などの保育サービス、子育て支援の充実、仕事と介護の両立支援のため介護サービスの充実やサービスを利用しやすい環境づくりなどの施策を展開しています。

担当部長：地域振興部長 菅野 圭
担当：地域づくり課長 鈴木 淳子（内線452）

(9) 市政に関して当地域協議会と定期的な協議の場を設定すること。

貴協議会から市政に関する貴重なご意見をいただける場として、必要に応じて今後も貴協議会との協議の場を設けてまいります。

担当部長：地域振興部長 菅野 圭
担当：地域づくり課長 鈴木 淳子（内線452）

3. 社会福祉、保健医療の拡充について

(1) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援については、児童福祉担当課、教育委員会、生活困窮者対策部門、母子保健担当課等が連携して取り組むよう体制を強化すること。

子どもの貧困やひとり親家庭への支援については、就労、教育、保育及び医療など多くの市関係部署や外部の関係機関の連携が不可欠と考えております。

当市におきましては、地域福祉課において児童福祉、生活困窮者に関する業務を担当しているところであります。市社協に委託して実施しております生活困窮者支援事業担当とも密接に連携し困窮世帯への相談対応等に当たっているところです。

また、ひとり親家庭の支援につきましても、同課内に家庭児童相談室を設置し、専門の家庭相談員3名を配置し、ひとり親世帯等の抱える悩みごとの相談、助言等を行っているほか、県南広域振興局花巻保健福祉環境センターの母子・父子自立支援相談員や県福祉総合相談センターの婦人相談員とも連携し相談支援に対応しているところであります。相談の内容に応じ教育委員会、母子保健担当課と隨時連携しながら支援が必要な世帯への対応に努めています。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：地域福祉課長 瀬川 文彦（内線509）

当市においては、ひとり親家庭医療費助成を実施しており、ひとり親家庭における保護者の経済的負担の軽減を図っております。対象者は配偶者のないひとり親とその扶養を受けている児童（18歳を迎えた年度末まで）及び父母のいない児童（同様）であり、児童のうち未就学児については所得制限と自己負担はなく、医療費を無料としているほか、未就学児以外の児童及びひとり親については所得制限、自己負担（1カ月1医療機関当たり通院750円、入院2,500円）があるものの、市民税非課税の場合は自己負担はないところです。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：国保医療課長 俵 恵（内線530）

(2) いわゆる「子ども食堂」を実施する団体等に対する支援を強化するとともに、実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。

花巻市内において「子ども食堂」の実施を行っている（実施の意向も含む）団体については、5団体程と把握しているところですが、このコロナ禍において現在はその活動を休止し、うち3団体では食堂開催の代替えとして無償の食糧提供などを行っていると伺っております。

子ども食堂は生活困窮家庭やひとり親家庭の支援、子どもの居場所づくりや孤食の解消など、子どもの健全な育成にも寄与する活動でありますことから、今後につきましても、すでに子ども食堂の立ち上げを行っている団体と情報共有を行いながら、新規で開設を希望する団体（者）への助言、情報提供に努めてまいります。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：地域福祉課長 瀬川 文彦（内線 509）

(3) 児童虐待防止や保護者への支援、子どもを守る体制強化のため、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会への専門職員の配置等をすすめること。

当市においては、地域福祉課内に家庭児童相談室を設置、3名の家庭相談員を配置し、児童虐待など児童の擁護、育成等についての助言指導や個別支援を行っており、重篤な児童虐待ケース等においては岩手県総合相談センター（児童相談所）との連携を図りながら対応に当たっているところです。

また、市健康づくり課内には子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等の専門職による妊娠期から子育て期にわたる支援において、関係機関との連携を図りながら包括的な切れ目のない支援を行っております。

要保護児童地域対策協議会につきましては、当市においては平成 18 年度から設置しており、保健医療、警察、司法、人権擁護、教育児童福祉の分野から構成されており、要保護児童、要支援児童や特定妊婦等について児童相談所と情報共有を図りながら、ケースの処遇について対応を行っており、特に児童虐待ケースにおいては連携を密にし、児童虐待の未然防止に努めるとともに、虐待ケースへの的確な支援を行っております。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：地域福祉課長 瀬川 文彦（内線 509）

(4) 介護サービスや障がい者支援サービスを必要としている人、家族が相談しやすい体制を拡充するとともに、「地域包括ケアシステム」の推進等、適切なサービスが受けられるよう提供体制を整備すること。

（介護）

当市では、ひとり暮らし高齢者等への対応として、本人の同意で作成する「要援護者等あんしんカルテ」に基づき、各地域の民生委員や社会福祉協議会への委託により配置する10名ほどの地域福祉訪問相談員により、個々の状況把握に努めており、支援が必要な方については、市内に5か所設置している地域包括支援センターや介護支援専門員、民生委員などと連携することで地域包括ケアシステムについて機能化し、ご本人の意向を丁寧に確認しながら、介護サービス提供や緊急時の連絡網の整備などの必要な支援につなげています。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：長寿福祉課長 今井 岳彦（内線 595）

(障がい)

当市では、平成31年4月に、障がい福祉課内に障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置しており、障がいがある方やその家族の方の多様な相談に対し、総合的かつ専門的な対応を行っております。相談の内容によっては、ご本人の意向を確認しながら、医療機関への受診同行、障がい福祉サービス事業所等への見学、関係機関への連絡調整等を行い、適切な障がい福祉サービスが提供できるよう支援を行っております。また、市内には「相談支援事業所」が8か所あり、相談支援専門員が生活全般に対する相談や障がい福祉サービスの利用等の相談を行っており、基幹相談支援センターと連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めています。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：障がい福祉課長 菊池 司（内線502）

(5) 自殺者が増加し、特に若者、女性の割合が高いとされていることから、自殺予防対策、相談支援体制を強化すること。

当市では、平成31年3月に市自殺対策計画を策定し、自殺予防対策を推進しています。本計画における取組は、岩手県が推奨する自殺対策プログラム「久慈モデル」を参考にしており、計画に基づき取り組みを実施しているところです。

「久慈モデル」は、「地域におけるネットワークの強化」「1次予防」「2次予防」「3次予防」「精神疾患へのアプローチ」「職域へのアプローチ」の6つの骨子による取り組みにより、自殺死亡率の減少に効果があった包括的な自殺対策プログラムであり、本市においても6つの基本施策として位置づけ、取り組みを進めております。

自殺を防ぐためには、精神保健や経済的・社会的問題、家庭問題等に対する包括的な支援が重要であることから、様々な分野や組織が連携し、相談支援を行う必要があります。このことから、上記6つの基本施策の取り組みのなかに連携した相談支援や相談支援体制の充実を明記し、推進しております。

今後においても、当市における自殺の現状を踏まえ、相談支援の充実や体制の強化に努めてまいります。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：健康づくり課長 長山 義博（内線71-300）

(6) 地元で適切な医療が受けられるよう医療体制、医療従事者確保に努めること。

岩手県内においては、医師の不足と地域偏在によって医師の確保が厳しい状況が続いております。地域医療の提供体制は、岩手県が定める岩手県保健医療計画の二次保健医療圏毎に構築しており、医師確保に関しては全県的に取り組むことが必要であることから、岩手県が令和2年3月に岩手県医師確保計画を策定し、その具体的な取組について計画しています。

そのような中、花巻市は、花巻市内の産科医療機関のお産の取り扱いの継続に必要な助産師・看護師を確保するための補助金支援制度を令和元年9月から実施していますが、医師確保については、花巻市が独自に医師確保に取り組むことは困難であることから、岩手県と連携して医師確保を図って参りたいと考えております。

なお、医療施設及び設備の整備に関しては、岩手県の補助金制度について岩手県から県内の病院へ情報提供されているほか県公式ホームページなどで広く周知されておりますから、開設者にあっては、必要な補助金を活用されているものと認識しております。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：健康づくり課長 長山 義博（内線71-300）

(7) 人材難が叫ばれている医療・介護・保育関係職員の処遇改善、勤務環境の改善を図るために、処遇改善加算等制度の活用を事業者に周知徹底すること。

(医療)

医療関係職員への処遇改善等に関しては、医療機関が診療報酬を算出する際ににおいて処遇改善を実施した場合には、診療報酬点数を加算できることとなっており、各医療機関においては、診療報酬改定時などに公益社団法人全日本病院協会などの関係団体が開催する研修会や説明会に参加して情報を得ていると聞いております。

岩手県内では、岩手県が医師等の勤務環境に関する取組を県公式ホームページで公表し、県内の医療施設などに必要に応じて情報提供しているほか、一般社団法人岩手県私立病院協会や岩手県医師会等においても診療報酬改定に関する説明会や研修会を開催しているとのことであり、広く周知されているものと認識しております。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当 当：健康づくり課長 長山 義博（内線 71-300）

(介護)

介護職員の処遇の向上や人材確保、職場への定着を図るために、実地指導の際に事業所に対し処遇改善加算制度の周知を行うとともに、各事業所の状況の把握を行い、処遇改善に取り組んでいただくよう働きかけております。

また、関係機関と連携し、事業所への集団指導会などの機会を通じて労働基準関係法令の周知に努めております。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当 当：長寿福祉課長 今井 岳彦（内線 595）

(保育)

保育所等の処遇改善等加算は、職員の賃金改善を図る目的である処遇改善加算Ⅰとキャリアアップ研修の仕組みを構築し、技能や経験を積んだ職員について加算する処遇改善加算Ⅱがありますが、市内の大半の保育所等では、これらの処遇改善の取組が行われています。

今後におきましても処遇改善等加算の活用が推進されるよう、市といたしましても引き続き制度の周知を図るとともに、必要に応じて事業者への助言を行ってまいります。

なお、本市では年度途中において待機児童が発生しており、その要因が保育士不足となっておりますことから、保育士確保の市独自の取組として、市内の私立保育施設に勤務する保育士を対象とした家賃補助、奨学金返済支援補助、再就職支援金貸付などの事業を実施しており、今後、新卒保育士に対する支援についても行ってまいります。

担当部長：教育部長 岩間 裕子
担当 当：こども課長 大川 尚子（内線 9-30-341）

4. 教育の拡充について

(1) 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「給付型奨学金」「無利子奨学金」について創設、適用条件等の拡大を図ること。

現在貸与型の奨学金は無利子で行っておりますが、平成28年度からは貸付対象者の成績要件を廃止するとともに入学一時金を新設したほか、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した方等を対象とした随時募集も実施するな

ど、より多くの方に利用いただけるよう制度の拡充を図っております。

また、平成 29 年度からは、従来の奨学金制度に加え、経済的に困窮している方に対し返還時の負担を軽減するため、卒業後の本市への居住を条件に奨学金の返還を免除する返還免除型奨学金「はなまき夢応援奨学金制度」を創設しております。対象者は、当初、生活保護世帯、児童養護施設入所者、ひとり親家庭で非課税世帯、特別支援学校高等部在籍者のいずれかに該当する方としておりましたが、令和 3 年度からは、日本学生支援機構給付奨学金採択者を新たに追加するとともに、同奨学金との併用を可とする制度拡充を図り、利用者が大幅に増加しております。

さらには、返還補助制度として、平成 28 年度から「ふるさと保育士確保事業補助金」及び「ふるさと奨学生定着事業補助金」、平成 30 年度から「介護人材確保事業補助金」、令和元年度から「助産師等確保支援事業補助金」を創設し、それぞれ一定の要件のもと、返還月額の半額補助を実施しております。

このように当市では一定の要件はあるものの実質的に「給付型奨学金」も導入しているところです。

現在当市が行っている奨学金のすべてを「給付型奨学金」に変更することは、財政的な負担が大きく困難であると認識しておりますが、今後の国等の動きや、社会情勢等を見極めながら、必要に応じて新たな支援策について検討してまいります。

担当部長：教育部長 岩間 裕子
担当：学務管理課長 八重畠 亘（内線 9-30-331）

(2) 子どもの貧困や「ヤングケアラー」に関する実態を把握し、必要な支援を行うこと。

子どもの貧困やヤングケアラーの支援につきましては、当市では、地域福祉課において児童福祉、生活困窮者に関わる業務を担当しているところであります。併せて市社協に委託して実施しております生活困窮者支援事業担当とも密接に連携し困窮世帯やひとり親世帯への相談対応等にあたっているところです。

ヤングケアラーは親の介護、きょうだいの世話、家事など大人が日常的に担うようなケア責任を担う 18 歳未満の子どもとされ、厚生労働省の補助による調査研究では 2020 年度においては中高生の 20 人に 1 人がヤングケアラーに該当するとの調査結果がでております。

現在、地域福祉課としてヤングケアラーの把握はしておりませんが、ヤングケアラーは、学校生活への影響が顕著に表れることや、ひとり親家庭が多いとの調査結果もありますことから、教育関係部署、自立相談支援機関、介護部門等と地域福祉課家庭相談員との連携をとりながら、ヤングケアラーの把握に努め、支援が必要な家庭への各種サービス提供に努めてまいります。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：地域福祉課長 瀬川 文彦（内線 509）

「ヤングケアラー」につきましては、全国的に今日的な課題となっておりますことから、児童生徒に対する教育相談や生活アンケート、生活日記、日常観察、家庭訪問、保護者面談等により実態把握に努めております。「ヤングケアラー」として認知した場合には、福祉関係機関と連携し、教職員や学校教育課所属のスクールソーシャルワーカー、教育相談員等が保護者面談を実施して保護者の悩み等を受けとめ、児童生徒が安心して生活するための環境改善について助言する等、対応してまいります。

担当部長：教育部長 岩間 裕子
担当：学校教育課長 佐々木 健一（内線 9-30-360）

(3) 就学援助制度について、必要な世帯に周知を徹底とともに、準要保護の対象水準を引き下げないこと。また、市町村間の格差が生じないよう拡充を図ること。さらに「生理の貧困」が社会問題になっていることから、市立学校の保健室に生理用品を常備し、必要な児童生徒に配布すること。

就学援助制度の周知につきましては、在校生の世帯には、各学校を通じて全世帯に周知チラシを配布しているほか、個別に支援が必要と思われる世帯には教育相談等を通じて制度利用を促す等の対応を実施しており、就学前の世帯には、入学前の就学時健診の際に周知チラシの配布を行っております。また、市広報やホームページでも情報発信を行っており、支援を必要とする世帯への周知に努めております。

準要保護世帯につきましては、当市において子育て支援の充実につなげることを目的に、令和4年度から対象範囲を広げることについて現在検討を行っているところであります。

「生理の貧困」への対応につきましては、各学校の保健室に生理用品を常時備蓄しており、持ち合わせのない児童生徒への緊急対応として無償提供しているほか、その他個別の様々な事情により用意ができていない児童生徒についても、随時教育相談等を行いながら対応しております。

担当部長：教育部長 岩間 裕子
担当：学務管理課長 八重畠 亘（内線9-30-331）

(4) 学校配分予算について、運営に十分な予算措置か学校の意見を十分に踏まえて検証と対策を行うこと。また、学校徴収金について、学校配分予算が少ないとことにより、受益者負担分との曖昧な部分を保護者負担にさせることのないよう、機会均等や水準確保の観点からも、各学校で差がないようにガイドライン等を示し、必要に応じて十分な予算措置を行うこと。

各学校への予算配分については、全学校共通の要望項目については校長会を通じて、各学校独自の要望項目については各校長を通じて次年度の予算要望をいただいており、これらを集約しながら内容を精査し、各学校に予算配当しているところです。今後につきましても、各学校の事業計画を精査しつつ、必要な予算の確保に努めてまいります。

担当部長：教育部長 岩間 裕子
担当：学務管理課長 八重畠 亘（内線9-30-331）

(5) 教職員の長時間労働をはじめとする働き方が社会問題になっていることから、これらを是正し教育の質的向上を図ること。

教職員の時間外勤務の状況については、全教職員が使用する校務用パソコンのタイムカード機能を活用して記録・保存することで時間外勤務実績の客観的把握を行っており、当該結果については、各学校と市教育委員会が共有し、その要因分析と対策を実施しております。

また、学校現場における働き方改革の取組として、平成27年度から校長代表、副校长（衛生推進者）代表、職員代表及び市教育委員会を構成員とする「花巻市教育委員会教職員多忙化解消対策会議」を設置し、教職員の多忙化の実態とその解消に向けた取組状況を共有・分析するとともに、解消に向けた効果的な取組の検討・実践を行っております。

担当部長：教育部長 岩間 裕子
担当：学務管理課長 八重畠 亘（内線9-30-331）

(6) いじめや貧困、虐待の問題に的確に対応するため養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを増員すること。

いじめについては、平成26年12月に「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」を定めるとともに、いじめ防止等の対策を実効的に行うために「花巻市いじめ問題対策連絡協議会」を常時設置しているほか、平成29年度に「花巻市いじめ問題対応マニュアル」を策定し、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応についての対応方針や手順を示しております。

学校では、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、同マニュアルを活用していじめについての共通理解を図り、未然防止に努めるとともに、学校ごとにいじめ防止基本方針を定め、早期発見、早期解決を図る体制をつくり、学校全体として児童生徒一人一人の状況の把握に努めております。

教育委員会では、毎月、学校からいじめの認知について報告を受け、内容を確認するとともに、支援体制として、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、生徒支援員を配置して児童生徒からの相談や学校の支援にあたっています。また、相談員や支援員が集まり、虐待など心配な家庭の事案も含めて、月1回ケース会議を開いて情報の共有や問題解決に向けて協議を行っています。

学校において虐待の疑いが認められた場合には速やかに福祉事務所へ通報するなど、児童生徒の安全を確保するための対応フローを定めるとともに、毎年、教職員を対象とした虐待防止のための研修会を開催し、意識の共有を図っております。小中学校では、スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実が図られていることから、増員は検討しておりませんが、今後も関係機関と連携を図りながら、児童生徒の実態把握に努め、必要な手立てを講じるよう学校を支援してまいります。

担当部長：教育部長 岩間 裕子
担当：学校教育課長 佐々木 健一（内線9-30-360）

(7) 地域における子どもの居場所づくりを含め、子どもの多様な選択を保障できる総合型地域部活動の取り組みを各団体と連携しながら整備すること。

生徒数減少等により、単一の学校で特定の部を設けることができない場合には、合同部活動等の取組や合同チーム等の結成を推進しております（令和3年度新人大会は軟式野球で1チーム出場）。また、生徒のニーズを踏まえた部の設置ができない状況が生じているため、学校外のクラブチームや団体でスポーツや芸術文化等の活動に取り組む生徒が大会等に参加する場合は、その活動状況を適切に把握した上で、教育上有意義であるなど一定の要件を満たす場合には、出席扱いとするなど配慮しております。

今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、合同チームを編成することさえも難しくなることが予想されますので、長期的には、市全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツや芸術文化活動等の機会の確保・充実の方策を検討する必要があると考えておりますが、体制を構築するにあたっては、その受け皿となっていたいただける団体や指導者とどう連携していくか等が課題となっているところであります。

現在、花巻市部活動の在り方検討会議において、学校、PTA、体育協会、スポーツ少年団、地域スポーツクラブ等の代表者から御意見をいただきながら議論を進めているところですが、市全体のスポーツや芸術文化の振興にもつながる話題ですので、生涯学習部とも連携を密にしながら、生徒のスポーツや芸術文化等の機会の確保・充実の方策を練り上げていきたいと考えております。

また、岩手県教育委員会では、本年度より地域部活動、合同部活動を推進するための「地域部活動推進実践研究事業」を岩手町と葛巻町において実施しておりますので、そのような動向も注視しながら研究を進めてまいります。

担当部長：教育部長 岩間 裕子
担当：学校教育課長 佐々木 健一（内線9-30-360）

5. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 震災復興にかかる補助金や諸制度のうち、今後も必要とされるものについて、延長を関係機関に働きかけるとともに、被災者等の「心のケア」を継続すること。

当市で生活している東日本大震災により被災された方々は、令和3年9月30日現在で189世帯、346人となっており、そのうち29世帯、54名の方が、平成31年4月1日より供用開始した災害公営住宅に入居しているほか、その他の公営住宅や民間賃貸住宅、親戚知人宅あるいは一戸建ての住宅で生活しておられます。

こうした被災者の方々の心のケアとしましては、被災者支援団体が被災者と地域住民等との交流を促進する事業を実施する際の事業費の補助を実施しているほか、定期的にアンケート調査を実施し被災者の方々のニーズの把握に努めています。

また、被災者世帯の見守り・相談・情報提供を通じた支援等を実施する社会福祉協議会の東日本大震災被災者生活支援事業の生活支援相談員派遣に対し、情報提供を実施しております。

このほか、市では被災者の生活再建に資するため、移動手段の無い高齢の方へのタクシー料金の補助等も実施しており、令和4年度も継続して参りたいと考えております。

担当部長：総合政策部長 松田 英基
担当：防災危機管理課長 菅原 一憲（内線474）

- (2) 地震や豪雨による被害が全国的に多発しているので、防災対策を一層拡充し、住民に周知すること。また、ハザードマップの作成においては必要情報の精査と掲載方法の一層の工夫をすること。

近年、自然災害が多発する中で、ハード対策のみによる防災対策の限界が認識され、想定を超える災害に対応するための危機管理の重要性が言われるようになりました。市では、住民の避難対策や災害情報伝達体制の整備、避難行動要支援者支援の推進などソフト対策を積極的に進めております。

ハザードマップ作成・配布事業は、その対策の一つであり、市の減災対策の中でも重要施策として位置づけられております。土砂災害警戒区域や土砂災害危険個所については、既にハザードマップへの反映・配布を完了しているほか、今年度は岩手県による稗貫川洪水浸水想定区域の指定を反映するため、当該河川流域のハザードマップを改訂する予定としております。

また、ハザードマップ表面の余白部分や、裏面を利用して、市民向けの防災知識や平時の備え、災害時の避難行動に関する知識を掲載するなどして啓発に努めており、改訂に合わせて最新の内容に見直しをしております。

また、市では避難指示等を発令する場合の地域住民への情報伝達手段として、土砂災害警戒区域や土砂災害危険個所に居住する世帯及び防災活動組織や要配慮者利用施設等に防災ラジオを無償貸与しております。市が避難指示等を発令した場合には、防災ラジオは自動的に電源が入ったり、受信している周波数が切り替わり避難情報の発令を知ることができます。また希望者には防災ラジオの有償配布を行っております。そのほか、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、えふえむ花巻による緊急放送、エリアメール（緊急速報メール）、大迫地区の防災行政無線、東和地区の有線放送による伝達のほか、広報車による巡回広報を実施いたします。

担当部長：総合政策部長 松田 英基
担当：防災危機管理課長 菅原 一憲（内線 474）

(3) 防災計画の策定や避難所運営に女性の声が十分取り入れられるよう対策を講じること。

令和3年10月末現在、花巻市地域防災計画をはじめとする防災に関する重要な事項を審議する当市防災会議における女性委員は、35名中6名、17.14%であり、国が掲げる2025年までに30%という目標には及ばないものの、市区町村防災会議の全国平均8.7%、都道府県防災会議の全国平均16.0%（どちらも令和2年度版男女共同参画白書より）を上回っている状況です。

また、令和2年9月に改訂した避難所運営マニュアルでは、国の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」、「避難所運営ガイドライン」等を踏まえ、避難所における女性や子供の安全・安心の確保、女性に特有の困難の解消、避難所運営の意思決定への女性の参画など、男女共同参画の視点を取り入れた内容としております。

今後も、更なる充実を図るため、男女共同参画推進担当部署と連携しながら、適切に取り組んでまいります。

担当部長：総合政策部長 松田 英基
担当：防災危機管理課長 菅原 一憲（内線 474）

(4) 利用者の安心・安全に懸念が大きい、いわゆる「ライドシェア」は導入しないこと。

国では、自動車による旅客の運送においては、安全・安心の確保が最重要の課題と認識しており、ライドシェアで使用される車両の運行管理や車両整備等について、責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが責任を負い運送を有償で行う形態は、安全の確保や利用者保護の等の観点から問題があり、極めて慎重な検討が必要であるとされております。

本市では、市民生活に必要不可欠である公共交通を維持・確保するため、市街地循環バスや大迫花巻線などのコミュニティバスの運行や、民間事業者が運行する広域生活路線バスへの運行補助を行うとともに、石鳥谷、東和、大迫、西南、湯口の5地域では、予約応答型乗合交通を運行しており、今後、バス運行事業者による路線維持が困難となった地域には、予約応答型乗合交通への転換を検討することとしております。

担当部長：建設部長 鈴木 之
担当：都市政策課長 澤田 利徳（内線 561）

(5) 各工業団地及び工業団地に向かう周辺道路の渋滞対策として、右折車や交通量等の把握を行い、車線の増設や時差式信号機、又は右折信号機などの整備をすること。また、冬期間は適宜除雪及び融雪剤の散布を行い、渋滞対策を行うこと。

花巻市では地域毎に土木施設要望を提出して頂き、国からの交付金を活用して道路整備を行っておりますが、道路拡幅や舗装などの要望に対して、交通量や緊急性など総合的に判断し、優先度の高い路線から整備を進めております。

渋滞対策については、バイパス整備や道路拡幅整備の際、その道路と交差する道路の交通量が増加すると予想される場合には付加車線を設けるなどの対応を実施しております。

今後も、道路の利用状況を調査の上、必要に応じた渋滞対策の取組みを検討してまいります。

また、信号機の設置や交通規制などについては公安委員会と警察が行うこととなりま

すので、連携した対応を実施してまいります

次に冬期間の除雪及び融雪剤の散布についてですが、本市の市道（車道）延長は3,313kmあり、そのうち半分以上の1,717kmを除雪しております。

除雪は、バス路線や主要な通勤・通学路を優先して行っており、凍結によるスリップが懸念される箇所には、凍結防止剤（融雪剤）の散布や、滑り止め用の砂が入った「砂箱（鉄製容器など）」を設置しております。

除雪や凍結防止剤散布の出動は、夜間に担当職員がパトロールを行い、降雪によって、積雪が10cmを超えると予想される場合などに出動の判断をし、朝の出勤時間に間に合うよう実施しております。

また、轍（わだち）の発生や圧雪等により、著しく通行に支障が生ずる恐れがある場合にも、除雪を実施し、さらに、路肩に寄せた雪で車道幅員が確保できず、通行に支障が生じる場合には、排雪も実施しております。

引き続き皆様が安心して通行できるよう努めてまいります。

担当部長：建設部長 鈴木 之
担当：道路課長 重茂 猛（内線571）

(6) 市内渋滞の多い各交差点においては、右折車や交通量等の把握を行い、車線の増設や時差式信号機、又は右折信号機などの整備をすること。また信号機のない交差点等においては歩行者の横断状況も把握し、事故防止対策を行うこと。

花巻市では地域毎に土木施設要望を提出して頂き、国からの交付金を活用して道路整備を行っておりますが、道路拡幅や舗装などの要望に対して、交通量や緊急性など総合的に判断し、優先度の高い路線から整備を進めております。

渋滞対策については、バイパス整備や道路拡幅整備の際、その道路と交差する道路の交通量が増加すると予想される場合には付加車線を設けるなどの対応を実施しております。

今後も、道路の利用状況を調査の上、必要に応じた渋滞対策の取組みを検討してまいります。

また、信号機の設置や交通規制などについては公安委員会と警察が行うこととなりますので、連携した対応を実施してまいります。

担当部長：建設部長 鈴木 之
担当：道路課長 重茂 猛（内線571）

歩行者の交通事故防止については、運転者には横断歩道に関する歩行者優先の徹底を周知します。一方、歩行者に対しては、自らの安全を守るために左右確認や、道路の横断の際には挙手をして横断歩道を渡るよう交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。さらに、交通安全教育の充実を図り、街頭における指導啓発活動の推進に努めてまいります。

担当部長：市民生活部長 伊藤 理恵
担当：市民生活総合相談センター所長 畠山 タ子（内線458）

6. ハラスメント対策等について

(1) あらゆる職場でパワハラ、セクハラ等あらゆるハラスメントの防止、性的指向・性自認（SOGI）に関する偏見に基づく言動の払拭のための対策を強化すること。

市においては、ハラスメントの未然防止及び排除を行うため、「花巻市職員等のハラス

メント防止等に関する規程」を設け、ハラスメントやLGBT等に関する職員研修を行なうながら職場内の意識啓発に努めているほか、相談や内部通報ができる体制を整えており、今後も継続的に取り組んでまいります。

担当部長：総合政策部長 松田 英基
担当：人事課長 瀬川 幾子（内線423）

第2次花巻市男女共同参画基本計画の基本目標の1つである「男女共同参画の理解の促進」において、性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を施策として掲げており、市職員への研修や市民対象のセミナーの実施により、性的指向や性自認（SOGI）等に関する理解が深まるよう取り組んでおります。また、市広報においても性的少数者に関する特集記事を掲載し、差別や偏見の解消に向けた啓発を行っております。今後も引き続き、性的指向・性自認（SOGI）等に関する偏見に基づく言動の払拭のための対策に努めてまいります。

担当部長：地域振興部長 菅野 圭
担当：地域づくり課長 鈴木 淳子（内線452）

職場でのパワハラ、セクハラ等のハラスメントの防止、性的指向・性自認（SOGI）に関する偏見に基づく言動を払拭し、働きやすい職場環境とするため、市内事業所366社が登録しているメールマガジンでの情報発信や各種団体が実施を予定しているセミナー等の機会を通じより一層の周知に努めてまいります。

担当部長：商工観光部長 伊藤 昌俊
担当：商工労政課長 久保田 謙一（内線285）

(2) 相談対応にあたる自治体職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等に、セクハラやDV、児童虐待、LGBTや性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるための研修や最新の情報提供を行うこと。

相談対応においては、DVやLGBTなどに関する正しい知識が必要であり、また、秘密の保持や各種関係機関との連携等も重要であることから、「DVに関する職員研修」を毎年実施しているほか、「LGBTに関する職員研修」についても平成29年度から取り組んでおります。今後も、LGBT等に関する理解が深まるよう、職員研修や最新の情報提供を行ってまいります。

担当部長：地域振興部長 菅野 圭
担当：地域づくり課長 鈴木 淳子（内線452）

相談対応にあたる市民生活総合相談センター所属の消費生活相談員等に対し、人事課をはじめ府内各課が主催するハラスメント対策に関する研修のほか、県他関係機関が主催する研修への積極的な参加を促し、相談対応力の向上に努めてまいります。

担当部長：市民生活部長 伊藤 理恵
担当：市民生活総合相談センター所長 畠山 夕子（内線458）

花巻市民生委員児童委員協議会では、例年年に一度の全体研修を行っておりますほか、同協議会に高齢者福祉部会、児童福祉部会などの6つの専門部会を設置し民生委員児童委員全員が1つの部会に所属しながら、研修、視察等を通じ最新の福祉情勢の習得に努めています。

また、ご提言いただきました事項につきましては、毎月1回、各地区民生委員児童委員協議会定例会が開催され、市職員等も出席しながら各地区の地域課題等の検討についての場を設けておりますことから、このような機会をとらえながら最新の情報提供等に努めてまいります。

担当部長：健康福祉部長 高橋 靖
担当：地域福祉課長 瀬川 文彦（内線509）

児童虐待については、児童生徒の生命や安全を守るために、迅速で的確な対応が求められることから、福祉事務所と連携して「花巻市・教育委員会 虐待対応フロー」を作成し、学校において虐待の疑いが認められる場合は速やかに福祉事務所への相談、通告を徹底しております。

また、実際に学校で事案が発生した場合に適切な対応ができるよう、管理職を対象とした演習形式の研修を行い、職員間の共通認識が図られるよう周知しております。

DV、LGBT や性的指向・性自認（SOGI）については、関係機関の実施する研修等を学校にも情報提供しながら、教職員や教育相談員の理解を深められるよう努めてまいります。

担当部長：教育部長 岩間 裕子
担当：学校教育課長 佐々木 健一（内線9-30-360）

(3) 自治体におけるパワハラ指針の策定をすすめるとともに、セクハラ指針の改正の周知と徹底を図ること。

市においては、ハラスメントの未然防止及び排除を行うため、「花巻市職員等のハラスメント防止等に関する規程」を設け、ハラスメントやLGBT 等に関する職員研修を行いながら職場内の意識啓発に努めているほか、相談や内部通報ができる体制を整えており、今後も継続的に取り組んでまいります。

担当部長：総合政策部長 松田 英基
担当：人事課長 瀬川 幾子（内線423）